

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 4 年 8 月

※本資料は第 56 回審査会（令和 4 年 4 月）以降現時点までに、  
文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

1. 最高裁判所の決定を受けての対応

- 最高裁判所の決定を受けて、早急に審査会を開催し、確定判決の内容について、中間指針における基準や東京電力がこれまでに行ってきた賠償との比較等も含めた具体的な分析を行うこと。（双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会、福島県）
- 多くの被害者に共通する損害については、類型化による中間指針への反映によって迅速、公平かつ適正に賠償がなされるべきとの考えの下、審査会において、福島県の現状や判決の具体的な分析を踏まえた上で、混乱や不公平を生じさせないように中間指針の見直しを含め適切に対応すること。（双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会、全国市長会、福島県）
- 福島第一原子力発電所事故に係る集団訴訟の判決結果等を踏まえ、東京電力による被害者への被害回復に向けた十分なる損害賠償が実現されるよう、中間指針の見直しを速やかに行うこと。（楡葉町議会、飯館村議会、浪江町議会、浅川町議会、桑折町議会、南相馬市議会、白河市議会、富岡町、富岡町議会）
- 中間指針が、被害者の範囲においても、時期の範囲においても、賠償額の評価においても、被害の実情に合わない基準となっていることに留意し、その見直しに際しては、迅速、公平、適正な被害者の実情に見合った十分な救済が受けられる基準を設定すること。（全国公害被害者総行動実行委員会）
- 確定した判決の内容を踏まえ、東京電力に対し、改めて中間指針は

最小限の基準であることを深く認識させ、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応するよう指導すること。また、東京電力においても、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実にかつ迅速に行わせること。(双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会)

## 2. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

○原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、中間指針の賠償基準を明確にし、確実にかつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。(全国市長会)

○東京電力に対し、被災者の立場に寄り添った損害賠償を行い、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案を尊重するよう指導すること。(全国原子力発電所所在市町村協議会)

## 3. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

○審査会を含め、国においては、ALPS 処理水の処分に関する基本方針の決定による様々な状況変化をとらえ、具体的な調査等により福島県の現状把握を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。(全国市長会)

○「風評」は必ず発生するという前提のもと、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、国が前面に立って対応すること。(日本商工会議所)

○万が一、新たな風評が発生する場合の賠償については、県全域を対象とし、期間や業種を限定することなく、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実にを行うよう東京電力を指導するなど、国が最後まで責任をもって対応すること。(全国市長会、福島県、富岡町、富岡町議会)

#### 4. 被害事業者への賠償

- 営業損害や風評被害の賠償について、事業者の立場に立った取り組みを徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。また、商工業、農林水産業等に係る一括賠償後の取扱いについては、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。(全国市長会、福島県、富岡町、富岡町議会)

#### 5. 地方公共団体に係る賠償

- 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、柔軟に対応させること。(全国市長会、福島県)

#### 6. 消滅時効への対応

- 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など、消滅時効について適切に対応すること。(双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会、全国市長会、福島県、富岡町、富岡町議会)